

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【公表番号】特表2017-514631(P2017-514631A)

【公表日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2017-021

【出願番号】特願2016-566961(P2016-566961)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/78 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/78

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

股関節固定のためのシステムであって、

患者の近位大腿骨内に配置されるように構成された固定要素であって、前記固定要素の前方端が、前記近位大腿骨の頭部にアンカリングされ、前記固定要素が、前記近位大腿骨の外側部分から、前記近位大腿骨の前記頭部に延在するようになっている、固定要素と、前記近位大腿骨の前記外側部分に連結されるように構成された係止部材と、

前記固定要素と前記係止部材との間に動作可能に配置され、前記患者によって前記近位大腿骨に加えられた荷重に応じて、前記固定要素および前記係止部材によって変形可能部材の少なくとも一部分に作用する圧迫力により塑性的に変形されるように構成された変形可能部材であって、前記固定要素および前記係止部材は、前記固定要素の長軸に平行に互いに対し動くようになっている、変形可能部材と、

を備える、システム。

【請求項2】

前記固定要素はシャフトを有し、前記変形可能部材は前記シャフトに取り付けられ、前記固定要素および前記変形可能部材が、前記近位大腿骨内に、1つのユニットとして配置されるよう構成されるようになっている、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記変形可能部材は、前記シャフトの側面領域に取り付けられる、請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記シャフトの側面領域は溝を画定し、前記変形可能部材は前記溝内に位置する、請求項3に記載のシステム。

【請求項5】

前記側面領域は、前記シャフトの平坦な領域を形成し、前記変形可能部材は、前記シャフトの平坦な領域に取り付けられる、請求項3に記載のシステム。

【請求項6】

横方向の開口部を画定するネイルをさらに備え、前記固定要素は、前記横方向の開口部を通って延在するよう構成され、前記係止部材は、前記ネイルに取り付けられるかまたは取り付け可能であり、前記ネイル内の前記変形可能部材に係合するよう構成される、

請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 7】

前記係止部材は、長軸周りの前記固定要素の回転を制限するように構成され、前記係止部材の少なくとも一部分を回すことによって、ネイルの長手方向軸に沿って前記ネイル内に調整可能に位置決めすることができる、請求項 6 に記載のシステム。

【請求項 8】

側板を前記近位大腿骨の外側皮質に取り付けるための搭載部分を備え、大腿骨内に配置されるように構成された胴部も備える、側板をさらに備え、前記胴部は、前記固定要素の後方部を受容する導管を画定し、前記変形可能部材は、前記係止部材と前記固定要素の後方部との間の前記導管内に配置されるように構成される、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項 9】

前記係止部材および前記変形可能部材を通って延在し、前記固定要素と螺合するように構成されたコンプレッションスクリューをさらに備える、請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 10】

各々が、患者の同じ近位大腿骨内に配置されるように構成された複数の固定要素であって、各固定要素の前方端が、前記近位大腿骨の頭部にアンカリングされ、前記固定要素が、前記近位大腿骨の外側部分から前記近位大腿骨の前記頭部まで延在するようになっている、複数の固定要素と、

各固定要素に動作可能なように関連付けられた変形可能部材と、
前記近位大腿骨に取り付けられるように構成され、固定要素ごとに係止部材を備える、バットレスプレートと、

を備える、請求項 1 に記載のシステム。